

(証券コード 3696)
(発送日) 2024年3月8日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月4日

株主各位

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

株式会社セレス
代表取締役社長 都木 聰

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト① <https://ceres-inc.jp/ir/meeting/>



当社ウェブサイト② <https://img.moppy.jp/convocation/202403agm.pdf>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セレス」又は「コード」に当社証券コード「3696」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択いただき「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご来場いただけない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使をお願い申しあげます。書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使いただく場合は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月25日（月曜日）午後7時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 興

記

1. 日 時	2024年3月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 渋谷ソラスタコンファレンス 4階 4A会議室
3. 目的事項	
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第19期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第19期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金配当の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第3号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

~~~~~  
 ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当該書面の記載事項から除いております。

従いまして、当該書面に記載されている添付書類は、監査等委員会が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月26日（火曜日）  
午前10時開始



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙に議案に対する賛否を  
ご表示のうえ、切手を貼らずに  
ご投函ください。

行使期限

2024年3月25日（月曜日）  
午後7時必着



### インターネット等で議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否を  
ご入力ください。

行使期限

2024年3月25日（月曜日）  
午後7時まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号、第3号議案

- 賛成の場合 ➥「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 ➥「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合 ➥「賛」の欄に○印をし、  
➡反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

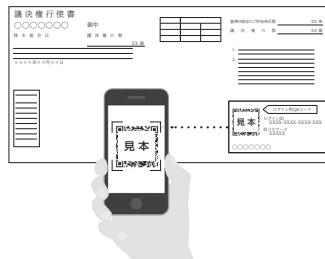
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

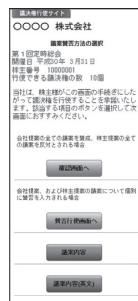
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



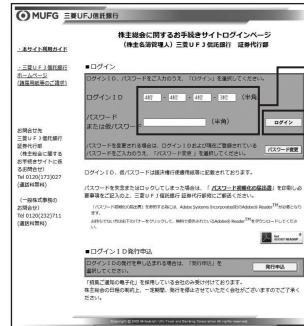
インターネット等による議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク**  
**0120-173-027**  
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事 業 報 告

(自 2023年1月1日)  
(至 2023年12月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へ移行され、社会・経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の回復などから、緩やかな回復傾向にあります。一方で、ウクライナ情勢の長期化による資源価格の上昇や世界的な金融引締めによる為替変動による物価上昇などにより、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような環境の中、当連結会計年度においては、売上面ではモバイルサービス事業のポイントにおいて、インターネット広告市況の悪化等の影響を受けてモッピー以外の事業が苦戦したことにより、僅かな減収となりました。一方、化粧品・ヘルスケア商品等を取り扱っているD2Cはヒット商品の牽引により、大幅増収となり、取引先企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)支援を行う連結子会社ゆめみも継続的に取り組んできた新規案件開拓の成果により引き続き受注が好調に推移し、増収となりました。また、フィナンシャルサービス事業においては、ブロックチェーン関連事業を行う連結子会社マーキュリーやオンラインファクタリングサービスを提供している連結子会社ラボルの順調な成長に加えて、投資育成事業において営業投資有価証券の売却があったことにより増収となりました。

利益面では、D2Cの大幅増益があったものの、ポイントの減収やDXの積極的な人材投資等により、モバイルサービス事業において減益となりました。一方、フィナンシャルサービス事業においては、各事業が好調に推移したことによる大幅増収により、損失幅が縮小しております。また、暗号資産市場では復調の兆しが見え、持分法適用関連会社であるビットバンクについては持分法による投資利益を計上しております。また、マーキュリーにおいては将来の事業環境を保守的に見積もった結果、ブロックチェーン関連事業のソフトウェアにかかる減損損失を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は24,070百万円（前年同期比17.2%増）、営業利益は1,118百万円（同10.3%減）、経常利益は1,217百万円（同79.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は451百万円（同868.0%増）となりました。

また、当社グループの経営指標として重視しているEBITDAは1,707百万円（前年同期比48.8%増）となりました。なお、当社グループのEBITDAは税金等調整前当期純利益+支払利息+減価償却費+のれん償却費（持分法による投資損益に含まれるのれん償却に相当する額も加算）+減損損失で算出しております。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

## ① モバイルサービス事業

モバイルサービス事業は、日本最大級のポイントサイトであるモッピーや自社アフィリエイトプログラムAD.TRACK等から構成される「ポイント」、化粧品・健康食品等の企画・製造・販売を行う「D2C」、及び連結子会社ゆめみが手掛ける企業のDX化支援サービス「DX」で構成されております。

「ポイント」においては、引き続きサイトやアプリの継続的な改良等を行うとともに、各種キャンペーク等の施策を実施してまいりましたが、市況感の悪化を受けてAD.TRACK等の事業が大きく減収となった結果、減収減益となりました。なお、主力事業であるモッピーは前期並みの売上高を維持した上で粗利率が改善しております。また、モッピーの会員数は堅調に推移し、当連結会計年度末の会員数は521万人（前年同期比19.5%増）となり、アプリの累計ダウンロード数も434万件（同49.1%増）に達しております。

「D2C」においては、機能性インソール「ピットソール」の販売好調により、大幅な増収増益となりました。商品戦略とマーケティング戦略両面での当社グループの強みを活かし、順調な成長軌道となっております。

「DX」においては、前期から取り組んできた新規案件開拓が好調に推移し増収となった一方で、採用教育費等の積極的な人材投資により減益となりました。

この結果、当連結会計年度におけるモバイルサービス事業の売上高は23,476百万円（前年同期比14.8%増）、セグメント利益は3,187百万円（同3.1%減）となりました。

## ② フィナンシャルサービス事業

フィナンシャルサービス事業は、ブロックチェーン関連、オンラインファクタリングサービス、投資リターンを得ることを目的とした投資育成事業を行っております。

ブロックチェーン関連事業においては、マーキュリーが運営するステーキングサービス「CoinTradeStake（コイントレードステーク）」において、ステーキングの取扱い銘柄数は前期末の5銘柄から10銘柄に倍増しており、預り資産残高も順調に推移しております。また、オンラインファクタリングサービスにおいては、フリーランス向けAIファクタリングサービス「labol（ラボル）」の取扱高がほぼ計画通りに増加し、新サービスであるカード決済サービス「labol（ラボル）カード払い」も順調な立ち上がりとなりました。さらに投資育成事業では、将来の投資回収に向けて、社内の経営資源を活用し投資先支援を積極的に行っております。

この結果、当連結会計年度におけるフィナンシャルサービス事業の売上高は611百万円（前年同期比113.1%増）、セグメント損失は897百万円（前年同期は940百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は、525百万円であります。その主な内容は、建物附属設備及び工具器具備品の取得95百万円、本社移転に伴う建設仮勘定の取得176百万円、ソフトウェアの開発並びに取得253百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,050百万円の調達を行いました。また、当社及び連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行と4,850百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は3,413百万円であります。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

### ①中長期的な経営方針

当社グループは、2021年12月に策定した「中期経営計画2026(5カ年計画)」の達成に向けて、「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という経営理念のもと、ポイント経済圏とブロックチェーンからなる「トーコンエコノミー(代用通貨経済圏)」を創造し、社会経済活動の活性化をはかるプラットフォームとなることを中長期的な経営方針としております。具体的には、モッピーを主軸としてアフィリエイトプログラムやD2Cと連携したポイント経済圏を確立すること、登録済暗号資産交換業者であるマーキュリー及びビットバンクを中心としてWeb3.0時代におけるブロックチェーン領域でのNo.1企業となることを重点戦略として位置付けております。

この達成に向けた各セグメントにおける戦略は以下の通りです。

モバイルサービス事業では、モッピーにおいて国内最大級ポイントサイトの地位を盤石なものとするため、会員数と掲載広告数の増加に向けて各種施策に取り込んでまいります。また、当連結会計年度において大幅な增收増益となったD2Cについては、蓄積したプロモーションノウハウの活用に加えて、機動的な新商品投入や商品のライフサイクル長期化によるブランドバリュー確立を目指してまいります。DXにおいては、強みであるエンジニア採用を活かせる営業体制の強化を図り、さらなる受注拡大に向けて積極的なアプローチを行うことで、成長と利益のバランスを重視した経営を行ってまいります。

フィナンシャルサービス事業では、ブロックチェーンにおいて自社のメディア力を活かし暗号資産販売所の収益基盤を早期に確立するとともに、投資育成事業の投資先ベンチャー企業と連携し、新たなブロックチェーンビジネスのイノベーションと事業発展を目指します。

当社の得意分野を強化するとともに、新分野・新領域で新たなビジネスを創出し変革を起こすことで、社会的、経済的な価値を生み出し、企業価値の向上と持続的な成長に取り組んでまいります。

### ②目標とする経営指標

「中期経営計画2026（5カ年計画）」では、計画最終年度である2026年度の数値目標を以下の通り設定しております。

| 連結経営目標 | 2021年度（2021年12月期）実績 | 2022年度（2022年12月期）実績 | 2023年度（2023年12月期）実績 | 2026年度（2026年12月期）目標 |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売上高    | 17,846百万円           | 20,536百万円           | 24,070百万円           | 40,000百万円           |
| 経常利益   | 3,499百万円            | 679百万円              | 1,217百万円            | 10,000百万円           |

(注) 1. 2022年12月期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用しております。

2. 2021年度の売上高は当該会計基準等を適用したと仮定した数値を記載しているため、当該年度における売上高23,402百万円と異なっております。

### ③ESG、SDGsへの取り組み

当社は、これまで「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という経営理念のもと、持続可能な社会の実現を目指し、2009年から中国内蒙ゴで植林活動を行うなど、環境対策への貢献を推進してまいりました。

2021年1月からは、さらに脱炭素社会の実現に向け、電力使用に伴う排出CO<sub>2</sub>を100%オフセット（カーボンニュートラル）することとし「日本気候リーダーズ・パートナーシップ」と「再エネ100宣言RE Action」にも加盟しています。また2021年11月にはSDGs寄付プラットフォーム「モッピー×SDGs」を開設し、モッピー会員によるSDGsの17個の目標ごと22団体への寄付を可能としております。2022年9月には、これまで取り組んできたSDGsの戦略を一層強化し、より横断的かつ機動的なサステナビリティ推進体制の構築を図ることを目的として、「サステナビリティ推進委員会」を設置いたしました。今後も持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けるため、SDGsの推進に積極的に取り組んでまいります。

また、当社は、取締役会の監査・監督機能をさらに強化し、当社グループの持続的な企業価値向上に向けてコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実することを目的として、2021年3月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しております。本移行により、取締役の3分の1以上が独立社外取締役となっておりますが、今後もより実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制の構築を目指してまいります。

## (6) 財産及び損益の状況

| 区分              | 期別   | 2020年12月期<br>第16期 | 2021年12月期<br>第17期 | 2022年12月期<br>第18期 | 2023年12月期<br>第19期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高             | (千円) | 20,213,496        | 23,402,936        | 20,536,320        | 24,070,608                     |
| 経常利益            | (千円) | 1,816,143         | 3,499,906         | 679,976           | 1,217,970                      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (千円) | 744,595           | 2,775,366         | 46,606            | 451,148                        |
| 1株当たり当期純利益      | (円)  | 67.32             | 251.75            | 4.12              | 39.57                          |
| 総資産             | (千円) | 16,227,007        | 20,234,762        | 22,597,077        | 25,915,085                     |
| 純資産             | (千円) | 7,091,451         | 9,819,967         | 9,696,089         | 10,045,828                     |
| 1株当たり純資産額       | (円)  | 592.07            | 807.29            | 779.84            | 804.70                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 2022年12月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2022年12月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社との関係  
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金    | 当社の<br>議決権比率 | 主要な業務内容            |
|------------|--------|--------------|--------------------|
| 株式会社ゆめみ    | 100百万円 | 49.8%        | DX化支援              |
| 株式会社マーキュリー | 100百万円 | 100.0%       | ロックチェーン関連          |
| 株式会社バッカス   | 50百万円  | 100.0%       | 健康食品・商材の企画・開発・製造販売 |

(8) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）  
モバイルサービス事業、フィナンシャルサービス事業

(9) 主要な営業所の状況（2023年12月31日現在）  
本社：東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

(10) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 615名 | 117名増       |

- (注) 1. 使用人数には、アルバイト等は含まれおりません。  
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額の状況（2023年12月31日現在）

| 借入先         | 借入残高     |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,655百万円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 1,118百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 992百万円   |

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,984,500株（自己株式 571,232株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 7,241名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------|------------|--------|
| 有限会社ジユノー・アンド・カンパニー      | 1,180,000株 | 10.33% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）      | 1,128,900株 | 9.89%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 939,700株   | 8.23%  |
| 都木 聰                    | 683,400株   | 5.98%  |
| 株式会社サイバーエージェント          | 500,000株   | 4.38%  |
| 赤浦 徹                    | 330,000株   | 2.89%  |
| 野崎 哲也                   | 218,900株   | 1.91%  |
| 谷知館 望                   | 212,400株   | 1.86%  |
| 高橋 秀明                   | 200,100株   | 1.75%  |
| 小林 保裕                   | 199,400株   | 1.74%  |

- (注) 1. 当社は自己株式571,232株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### （5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2019年3月28日開催の第14期定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値の持続的な向上及び株主価値の共有を目的として、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

これを受け、2023年4月21日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株の発行を行うことを決議し、2023年5月19日付で28,700株を発行しております。なお、当事業年度において、当社役員に割り当てた譲渡制限付株式数及び交付対象者数は以下の通りです。

|               | 株式数           | 交付対象者数  |
|---------------|---------------|---------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 取締役（社外取締役を除く） | 10,300株 |
|               | 社外取締役         | －       |
| 取締役（監査等委員）    | －             | －       |

3. 新株予約権等に関する事項（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年12月31日現在）

| 地位           | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                             |
|--------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長      | 都木 聰  | 有限会社ジュノー・アンド・カンパニー 取締役<br>株式会社ゆめみ 取締役<br>ピットバンク株式会社 社外取締役<br>株式会社マーキュリー 代表取締役社長<br>株式会社アポロ・キャピタル 代表取締役社長                                                 |
| 取締役副社長       | 野崎 哲也 | インターネット事業本部長<br>株式会社バッカス 代表取締役社長<br>studio15株式会社 取締役                                                                                                     |
| 常務取締役        | 小林 保裕 | 管理本部長<br>株式会社ハンモック 社外取締役                                                                                                                                 |
| 取締役          | 志賀 勇佑 | インターネット事業本部D2C事業部長<br>株式会社サルース 代表取締役社長<br>studio15株式会社 取締役                                                                                               |
| 取締役          | 吉田 教充 | インターネット事業本部パーティカルメディア事業部長<br>株式会社ラボル 代表取締役社長                                                                                                             |
| 取締役          | 多田 斎  | 株式会社ライトオン 社外取締役<br>株式会社ツナググループ・ホールディングス 社外取締役<br>株式会社400F 社外取締役<br>株式会社マーキュリー 監査役                                                                        |
| 取締役（常勤監査等委員） | 千歳 香奈 | —                                                                                                                                                        |
| 取締役（監査等委員）   | 高橋 由人 | 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 顧問<br>BEENOS株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社東京通信 社外取締役（監査等委員）                                                                                |
| 取締役（監査等委員）   | 上杉 昌隆 | 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー<br>株式会社Aiming 社外監査役<br>株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役（監査等委員）<br>デジタルアーツ株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役<br>株式会社jig.jp 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役多田斎氏、取締役（監査等委員）高橋由人氏及び上杉昌隆氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）上杉昌隆氏は弁護士の資格を有しております、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役多田斎氏、取締役（監査等委員）高橋由人氏及び上杉昌隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、千歳香奈氏を常勤の監査等委員として選任しております。

#### (2) 事業年度中に退任した取締役

2023年3月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）小粥純子氏は任期満了により退任いたしました。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役多田斎氏及び各監査等委員は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての取締役がその被保険者に含まれております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行につき行った行為又は不作為に起因して株主又は第三者から損害賠償請求された場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用その他の対応費用等が填補対象とされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責金額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については填補対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

## (5) 取締役の報酬等

### ①役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、当社の企業価値の持続的な向上及び株主価値の共有を目的とした中長期インセンティブである譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、及び短期インセンティブである賞与で構成しております。なお、社外役員については、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

当事業年度における各取締役の報酬等については、基本報酬及び賞与は、個々の取締役の相互評価、委員の過半数を独立取締役とする指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定、取締役会における各報酬の総額の決定等を経て、取締役会から委任を受けた代表取締役社長において、個人別の額を決定しております。また、譲渡制限付株式報酬については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取締役会において、個人別の額及び付与数を決定しております。

なお、当社は2021年2月19日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行を前提とした、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む「取締役報酬ポリシー」を定めており、その概要は次のとおりです。また、社外役員については、引き続きその役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

#### <取締役報酬ポリシー>

##### 1. 取締役報酬の基本方針

- ・取締役各人の経歴・職歴・職務・職責等に応じ、当社の業績・経営環境等を考慮の上、決定する。
- ・株主の皆さまの期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社グループ全体の価値の向上に資するものとする。
- ・当社の企業理念を実践できる多様で優秀な人材を確保するために、競争力のある報酬水準を目指す。
- ・取締役の報酬体系のみならず、各取締役の個人別の報酬に関しても、社外取締役が過半数を占める任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議及び監督を経ることで、客觀性及び透明性を確保する。

##### 2. 取締役報酬の基本構成

コーポレートガバナンスの維持・向上の観点及び基本方針の実践の観点から、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、(1)固定報酬である基本報酬、(2)短期インセンティブ報酬としての賞与、(3)中長期インセンティブ報酬としての株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）の3類型により構成し、その割合等は、取締役の役位に応じるものとする。社外取締役の報酬は、期待されるその役割に鑑み、固定報酬である基本報酬のみとする。

##### 3. 各報酬類型の額の決定方針等

###### (1) 基本報酬（固定報酬）

役位、常勤・非常勤の別、経歴、過去の給与・報酬水準、担当分野・職務の内容、同業界の報酬水準等を総合的に考慮して、決定することとする。

## (2) 賞与

短期インセンティブ報酬としての性質及び株主の利益との共通化という観点から、取締役会で決議し業績予想として毎年2月頃に公表する連結当期純利益（連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益を意味し、以下「連結当期純利益」という。）の額の達成状況に応じて、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の職位、対象となる事業年度に係る当該取締役の基本報酬額、当該事業年度における貢献度、担当事業部門の業績・成長率等を考慮して決定する。

## (3) 株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給する。

その株式報酬の合計は、年20,000株以内及び年額200,000千円以内に収まることを前提として、対象となる事業年度に係る当社グループにおける連結当期純利益の額を考慮して決定するものとし、また、個人別の株式報酬の付与数及びその付与のために支給する金銭債権の額は、対象となる事業年度に係る対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の基本報酬額のほか、各対象取締役の当該事業年度における貢献度、担当事業部門の業績・成長率、当社普通株式の株価の動向等を考慮して決定する。

## 4. 取締役報酬の決定プロセス等

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬のうち、基本報酬及び賞与については、個々の取締役の相互評価、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定、取締役会における各報酬の総額の決定等を経て、取締役会から委任を受けた代表取締役社長において、個人別の額を決定する。また、株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取締役会において、個人別の額及び付与数を決定する。

### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において年額500,000千円（うち社外取締役分30,000千円）以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち社外取締役1名）です。また、同株主総会において別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、年額200,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

### ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役の報酬のうち、基本報酬及び賞与についての決定を代表取締役社長都木聰に委

任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、迅速な意思決定を行うためには、代表取締役社長である都木聰に委任することが最も適していると判断したためであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長都木聰は指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて個人別の報酬等の額を決定するものとしております。

#### ④取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

各取締役の報酬のうち、基本報酬及び賞与については、指名・報酬諮問委員会における「取締役報酬ポリシー」との整合を含めた多角的な検討により策定された原案をもとに代表取締役社長都木聰が決定しておりますが、その決定について指名・報酬諮問委員会でも当該答申との整合性を確認していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取締役会において、個人別の額及び付与数を決定しております。

#### ⑤取締役の報酬等の額

| 区分                         | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額(千円)      |               |               |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|---------------------|---------------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
|                            |                     | 基本報酬                | 賞与            | 譲渡制限付<br>株式報酬 | うち、非金<br>銭報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>(うち社外取締役) | 203,021<br>(6,000)  | 155,850<br>(6,000)  | 30,000<br>(-) | 17,171<br>(-) | 17,171<br>(-) | 6<br>(1)              |
| 取締役（監査等委員）<br>(うち社外取締役)    | 15,330<br>(9,300)   | 15,330<br>(9,300)   | -<br>(-)      | -<br>(-)      | -<br>(-)      | 4<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)             | 218,351<br>(15,300) | 171,180<br>(15,300) | 30,000<br>(-) | 17,171<br>(-) | 17,171<br>(-) | 10<br>(4)             |

- (注) 1. 上記報酬等の額には、2023年3月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 賞与は、役員賞与引当金繰入額を記載しております。
3. 非金銭報酬として取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）に対して、譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容および交付状況は、事業報告「2. 株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。なお、上記の譲渡制限付株式報酬は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は2,400千円であります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役多田斎氏は、株式会社ライトオンの社外取締役、株式会社ツナググループ・ホールディングスの社外取締役、株式会社400Fの社外取締役、株式会社マーキュリーの監査役であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。株式会社マーキュリーは当社の子会社であります。

取締役（監査等委員）高橋由人氏は、株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問、BEENOS株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社東京通信の社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）上杉昌隆氏は、桜田通り総合法律事務所のシニアパートナー、株式会社Aimingの社外監査役、株式会社フルキャストホールディングスの社外取締役（監査等委員）、デジタルアーツ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社コマースOneホールディングスの社外監査役、株式会社jig.jpの社外監査役であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

### ②社外役員の主な活動状況

| 地位         | 氏名    | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                        |
|------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役        | 多田 斎  | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。証券実務における豊富な経験と高い見識を生かし、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会4回の全てに出席しております。       |
| 取締役（監査等委員） | 高橋 由人 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。金融業界を中心としたこれまでの幅広い見識を生かし、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会4回の全てに出席しております。 |
| 取締役（監査等委員） | 上杉 昌隆 | 当事業年度に開催された取締役会13回中11回に出席し、また、監査等委員会13回中12回に出席しました。弁護士として専門的見地並びに豊富な経験と知識を有しており、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。                                  |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が6回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                            | 報酬等の額  |
|--------------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                        | 53百万円  |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金<br>銭その他の財産上の利益の合計額 | 115百万円 |

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役及び会計監査人からの説明及び資料に基づき、会計監査人の監査結果の内容及び職務執行状況、監査報酬の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社の連結子会社の一部は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令厳守に関する保証業務、予備調査を委託し、その対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

**連結貸借対照表**  
(2023年12月31日現在)

(単位 千円)

| 資産の部            |                   | 負債の部               |                   |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 科目              | 金額                | 科目                 | 金額                |
| <b>流動資産</b>     | <b>17,586,962</b> | <b>流動負債</b>        | <b>13,451,447</b> |
| 現金及び預金          | 8,112,206         | 買掛金                | 783,868           |
| 売掛金             | 3,643,349         | 短期借入金              | 3,413,000         |
| 営業投資有価証券        | 2,976,200         | 1年内返済予定の長期借入金      | 1,635,478         |
| 商品及び製品          | 384,326           | 未払金                | 1,188,068         |
| 仕掛品             | 76,619            | 未払法人税等             | 246,857           |
| 原材料及び貯蔵品        | 93,741            | 契約負債               | 96,571            |
| その他             | 2,339,178         | ポイント引当金            | 3,921,484         |
| 貸倒引当金           | △ 38,658          | 役員賞与引当金            | 30,000            |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,328,123</b>  | 本社移転費用引当金          | 40,781            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>361,668</b>    | 資産除去債務             | 88,100            |
| 建物附属設備          | 47,856            | その他                | 2,007,237         |
| 工具、器具及び備品       | 137,012           | <b>固定負債</b>        | <b>2,417,809</b>  |
| 建設仮勘定           | 176,800           | 長期借入金              | 2,314,085         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,729,683</b>  | その他                | 103,724           |
| のれん             | 1,537,615         | <b>負債合計</b>        | <b>15,869,257</b> |
| その他             | 192,068           | <b>純資産の部</b>       |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,236,771</b>  | <b>株主資本</b>        | <b>9,025,991</b>  |
| 投資有価証券          | 1,139,796         | 資本金                | 2,046,390         |
| 関係会社株式          | 3,194,221         | 資本剰余金              | 2,567,845         |
| 繰延税金資産          | 1,435,625         | 利益剰余金              | 4,719,572         |
| その他             | 470,855           | 自己株式               | △307,818          |
| 貸倒引当金           | △ 3,728           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>158,312</b>    |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金       | 158,312           |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>       | <b>1,266</b>      |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b>     | <b>860,258</b>    |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>10,045,828</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>25,915,085</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>25,915,085</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位 千円)

| 科 目                    | 金 額               |
|------------------------|-------------------|
| <b>売上高</b>             | <b>24,070,608</b> |
| <b>売上原価</b>            | <b>13,483,574</b> |
| <b>売上総利益</b>           | <b>10,587,033</b> |
| <b>販売費及び一般管理費</b>      | <b>9,468,602</b>  |
| <b>営業利益</b>            | <b>1,118,431</b>  |
| <b>営業外収益</b>           |                   |
| 受取利息                   | 605               |
| 持分法による投資利益             | 78,396            |
| 受取割戻金                  | 9,882             |
| 還付消費税等                 | 53,147            |
| その他                    | 5,555             |
|                        | 147,587           |
| <b>営業外費用</b>           |                   |
| 支払利息                   | 25,111            |
| 投資事業組合運用損              | 8,254             |
| その他                    | 14,682            |
|                        | 48,048            |
| <b>経常利益</b>            | <b>1,217,970</b>  |
| <b>特別損失</b>            |                   |
| 減損損失                   | 343,530           |
| 本社移転費用引当金繰入額           | 40,781            |
| その他                    | 3,558             |
|                        | 387,869           |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     | <b>830,101</b>    |
| 法人税、住民税及び事業税           | 660,771           |
| 法人税等調整額                | △328,701          |
|                        | 332,069           |
| <b>当期純利益</b>           | <b>498,031</b>    |
| <b>非支配株主に帰属する当期純利益</b> | <b>46,883</b>     |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> | <b>451,148</b>    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表  
(2023年12月31日現在)

(単位 千円)

| 資産の部            |                   | 負債の部            |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科目              | 金額                | 科目              | 金額                |
| <b>流動資産</b>     | <b>12,368,132</b> | <b>流動負債</b>     | <b>11,020,143</b> |
| 現金及び預金          | 4,704,120         | 買掛金             | 844,735           |
| 売掛金             | 3,206,323         | 短期借入金           | 3,150,000         |
| 営業投資有価証券        | 2,976,200         | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,496,648         |
| 貯蔵品             | 77,535            | 未払金             | 835,492           |
| 前渡金             | 227,400           | 未払費用            | 163,954           |
| 前払費用            | 88,997            | 未払法人税等          | 82,053            |
| その他             | 1,087,555         | 契約負債            | 86,007            |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,232,367</b>  | 預り金             | 58,580            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>238,299</b>    | ポイント引当金         | 3,921,484         |
| 建物附属設備          | 20,280            | 役員賞与引当金         | 30,000            |
| 工具、器具及び備品       | 41,219            | 本社移転費用引当金       | 40,781            |
| 建設仮勘定           | 176,800           | 資産除去債務          | 88,100            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>219,396</b>    | その他             | 222,306           |
| のれん             | 119,871           | <b>固定負債</b>     | <b>2,229,701</b>  |
| ソフトウエア          | 98,077            | 長期借入金           | 2,131,085         |
| その他             | 1,446             | その他             | 98,616            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>7,774,671</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>13,249,844</b> |
| 投資有価証券          | 1,139,796         | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 関係会社株式          | 4,623,083         | <b>株主資本</b>     | <b>7,194,317</b>  |
| 長期前払費用          | 25,248            | 資本金             | 2,046,390         |
| 繰延税金資産          | 1,260,150         | 資本剰余金           | 2,580,781         |
| その他             | 798,655           | 資本準備金           | 1,986,390         |
| 貸倒引当金           | △ 72,264          | その他資本剰余金        | 594,390           |
|                 |                   | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,874,963</b>  |
|                 |                   | 利益準備金           | 8,270             |
|                 |                   | その他利益剰余金        | 2,866,692         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金         | 2,866,692         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>     | <b>△ 307,818</b>  |
|                 |                   | 評価・換算差額等        | 155,072           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 155,072           |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>    | <b>1,266</b>      |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>7,350,655</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>20,600,499</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>20,600,499</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位 千円)

| 科 目               | 金 額               |
|-------------------|-------------------|
| <b>売上高</b>        | <b>13,581,972</b> |
| <b>売上原価</b>       | <b>9,283,086</b>  |
| <b>売上総利益</b>      | <b>4,298,885</b>  |
| <b>販売費及び一般管理費</b> | <b>2,986,225</b>  |
| <b>営業利益</b>       | <b>1,312,659</b>  |
| <b>営業外収益</b>      |                   |
| 受取利息              | 4,311             |
| 暗号資産評価益           | 1,884             |
| 関係会社貸倒引当金戻入益      | 106,961           |
| 還付消費税等            | 53,147            |
| その他               | 7,918             |
|                   | 174,222           |
| <b>営業外費用</b>      |                   |
| 支払利息              | 22,094            |
| 投資事業組合運用損         | 8,254             |
| その他               | 7,133             |
|                   | 37,481            |
| <b>経常利益</b>       | <b>1,449,400</b>  |
| <b>特別損失</b>       |                   |
| 関係会社株式評価損         | 819,060           |
| 本社移転費用引当金繰入額      | 40,781            |
|                   | 859,841           |
| <b>税引前当期純利益</b>   | <b>589,559</b>    |
| 法人税、住民税及び事業税      | 655,616           |
| 法人税等調整額           | △276,963          |
|                   | 378,653           |
| <b>当期純利益</b>      | <b>210,906</b>    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社セレス  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三澤幸之助  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高山朋也  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セレスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セレス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社セレス  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三澤幸之助  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高山朋也

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セレスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月19日

株式会社セレス 監査等委員会

常勤監査等委員 千歳香奈 ㊞

監査等委員 高橋由人 ㊞

監査等委員 上杉昌隆 ㊞

(注) 監査等委員高橋由人及び上杉昌隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金配当の件

当社は、企業価値の継続的な拡大と、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。企業価値の継続的な拡大に資する積極的な事業投資を可能とするため、健全な財務体質の維持と将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、利益配当による株主還元を検討していく方針であります。当該方針に基づき、次のとおり剰余金の配当を実施するものであります。

##### ①配当財産の種類

金銭

##### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

配当総額 金228,265,360円

##### ③配当原資

利益剰余金

##### ④基準日

2023年12月31日

##### ⑤剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役の1名を、当該取締役が兼任している連結子会社の経営に専念するため減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案の上程に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て決定しております。また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、多田斎氏は、社外取締役候補者であります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名              | 現在の当社における地位・<br>担当            | 取締役会出席状況                   |
|-----------|------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 1         | たか ぎ<br>都木 聰     | 代表取締役社長                       | 再任 13回/13回<br>(100%)       |
| 2         | の ざ き<br>野崎 哲也   | 取締役副社長<br>インターネット事業本部長        | 再任 13回/13回<br>(100%)       |
| 3         | こ ば や し<br>小林 保裕 | 常務取締役<br>管理本部長                | 再任 12回/13回<br>(92%)        |
| 4         | し が<br>志賀 勇佑     | 取締役<br>インターネット事業本部<br>D2C事業部長 | 再任 12回/13回<br>(92%)        |
| 5         | た だ<br>多田 斎      | 社外取締役                         | 再任 社外 独立 13回/13回<br>(100%) |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                  | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------|
| 1     | <p>たか ぎ さとし<br/>都 木 聰<br/>(1971年11月9日)<br/>在任年数：19年2ヶ月<br/><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span></p> | <p>1994年4月 野村證券株式会社入社<br/>2000年2月 株式会社サイバーエージェント入社<br/>2003年1月 有限会社ジュノー・アンド・カンパニー設立<br/>取締役（現任）<br/>2005年1月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br/>2016年6月 株式会社ゆめみ 取締役（現任）<br/>2017年7月 ビットバンク株式会社 社外取締役（現任）<br/>2017年9月 株式会社マーキュリー設立 代表取締役社長<br/>同社取締役<br/>2018年8月 株式会社ディアナ設立 取締役<br/>2020年7月 株式会社マーキュリー 代表取締役社長<br/>(現任)<br/>2023年12月 株式会社アポロ・キャピタル設立 代表取締役<br/>社長（現任）</p> |  | 683,400株           |
| 2     | <p>の ざき てつ や<br/>野 崎 哲 也<br/>(1977年3月14日)<br/>在任年数：15年<br/><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span></p> | <p>2005年12月 株式会社インターライフ入社<br/>2007年4月 当社入社<br/>2008年4月 当社執行役員<br/>2009年3月 当社取締役<br/>2012年3月 当社取締役副社長 兼 メディア本部長<br/>2018年1月 当社取締役副社長 兼 インターネット事業本部長（現任）<br/>2018年8月 株式会社ディアナ設立 取締役<br/>2018年10月 株式会社バッカス設立 代表取締役社長<br/>(現任)<br/>2022年3月 studio15株式会社 取締役（現任）</p>                                                                                           |  | 218,900株           |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                             | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                  |                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3     | 小林保裕<br>(1971年1月18日)<br><br>在任年数：17年5ヶ月<br><br><b>再任</b> | 1994年4月<br>2004年7月<br>2006年10月<br>2017年4月<br>2018年2月<br>2018年8月<br>2022年8月                               | 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社<br>三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社<br>当社入社 取締役 兼 管理本部長<br>当社常務取締役 兼 管理本部長（現任）<br>株式会社Orb 社外取締役<br>株式会社ディアナ設立 監査役<br>株式会社ハンモック 社外取締役（現任）                      | 199,400株           |
| 4     | 志賀勇佑<br>(1987年4月27日)<br><br>在任年数：5年<br><br><b>再任</b>     | 2010年12月<br>2017年1月<br>2018年1月<br>2018年8月<br>2019年3月<br>2019年7月<br><br>2022年5月<br>2023年1月<br><br>2023年6月 | 当社入社<br>当社執行役員<br>当社インターネット事業本部コンテンツメディア事業部長<br>株式会社ディアナ設立 代表取締役社長<br>当社取締役（現任）<br>当社インターネット事業本部アドマーケティング事業部長<br>株式会社サルース 代表取締役社長（現任）<br>当社インターネット事業本部D2C事業部長（現任）<br>studio15株式会社 取締役（現任） | 21,057株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                    | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | 多田 翔<br>(1955年6月29日)<br><div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>再任</span> <span>社外</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>独立</span> </div> | 1978年4月 野村證券株式会社入社<br>1999年6月 同社取締役<br>2003年4月 同社常務取締役<br>2003年6月 同社常務執行役<br>2006年4月 同社専務執行役<br>2008年10月 同社執行役兼専務（執行役員）<br>2009年4月 同社執行役副社長<br>2010年6月 同社執行役副社長 兼 営業部門CEO<br>2011年4月 同社COO-COO 兼 執行役副社長<br>2012年4月 同社取締役 兼 執行役会長<br>2012年8月 同社常任顧問<br>2013年4月 株式会社野村総合研究所 顧問<br>2013年6月 株式会社だいこう証券ビジネス<br>代表取締役社長<br>株式会社ジャパン・ビジネス・サービス<br>代表取締役社長<br>株式会社DSB情報システム 代表取締役会長<br>2015年4月 株式会社DSBソーシング 代表取締役会長<br>2015年12月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス<br>代表取締役会長<br>2016年4月 当社社外取締役（現任）<br>株式会社だいこう証券ビジネス 取締役相談役<br>同社相談役<br>株式会社ライトオン 社外取締役（現任）<br>2017年4月 株式会社マーキュリー 監査役（現任）<br>2017年6月 株式会社ツナグ・ソリューションズ<br>社外取締役<br>株式会社ツナググループ・ホールディングス<br>社外取締役（現任）<br>2018年8月 株式会社400F 社外監査役<br>2018年12月 同社社外取締役（現任） | 9,100株     |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- 多田斎氏は、長く証券業界において役員・代表者を歴任されており、証券実務における豊富な経験と高い見識を当社の経営において活かしていただけけると判断したため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただくことができるものと期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役に就任してからの年数について
- 多田斎氏は、現在、当社の社外取締役であり、在任期間は本株主総会終結の時をもって6年11ヶ月になります。
- (3) 独立役員について
- 当社は、多田斎氏を、現在、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 責任限定契約について
- 当社は、多田斎氏と損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏と当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、当社の役員を被保険者として、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する役員等賠償責任保険契約を締結しており、上記取締役候補者の再任が承認された場合、各候補者は、被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

## 【ご参考】本株主総会終結後の取締役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

|       | 独立性<br>(社外) | 企業経営 | 営業・マーケティング | IT・DX | 財務・会計 | 法務・リスク管理 | SDGs・ESG |
|-------|-------------|------|------------|-------|-------|----------|----------|
| 都木 聰  |             | ●    | ●          | ●     | ●     |          | ●        |
| 野崎 哲也 |             | ●    | ●          | ●     |       |          | ●        |
| 小林 保裕 |             | ●    |            |       | ●     | ●        | ●        |
| 志賀 勇佑 |             | ●    | ●          | ●     |       |          | ●        |
| 多田 斎  | ●           | ●    | ●          |       | ●     | ●        | ●        |
| 千歳 香奈 |             |      |            |       | ●     | ●        | ●        |
| 高橋 由人 | ●           | ●    |            | ●     | ●     | ●        | ●        |
| 上杉 昌隆 | ●           | ●    |            |       |       | ●        | ●        |

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年3月29日開催の第18期定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役に選任された鈴木亮太氏の選任の効力は、本株主総会の開始の時までとされております。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の上程に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て決定しており、かつ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

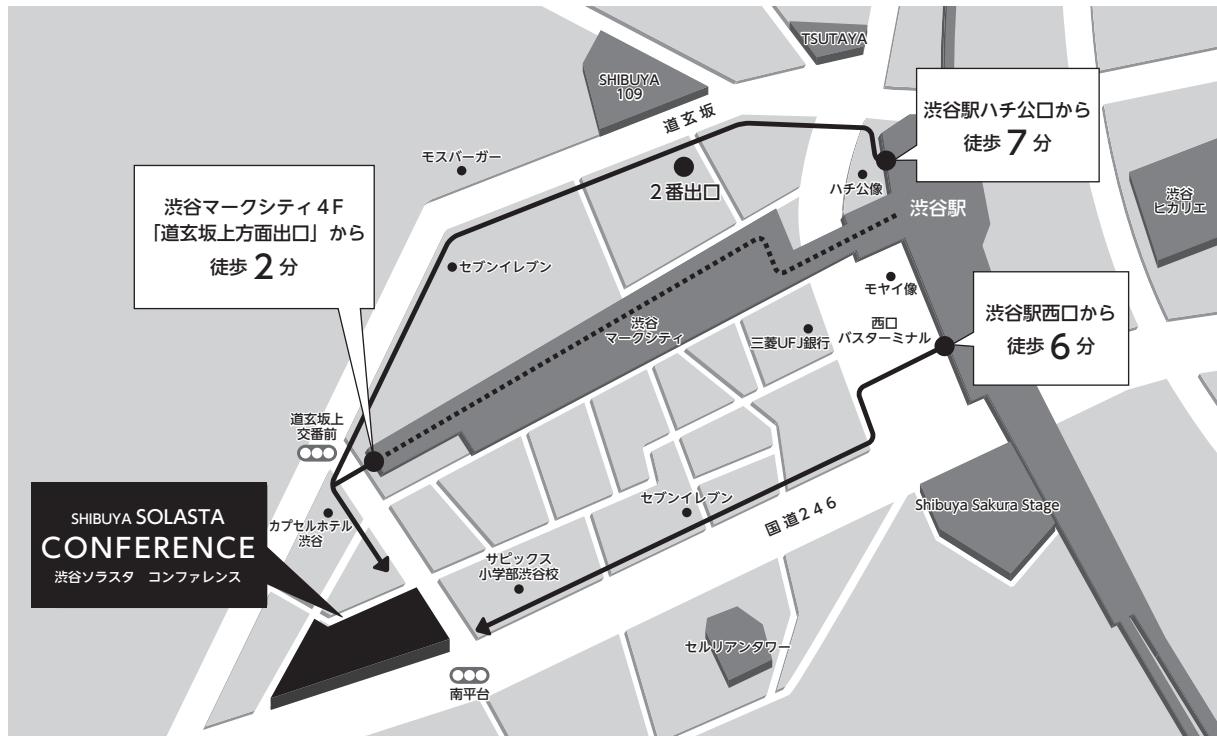
| 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------|
| 鈴木 亮太<br>(1965年7月14日)<br><br>再任 社外<br>独立 | 1989年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行<br>1999年11月 興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）出向<br>2002年11月 日本産業パートナーズ株式会社出向<br>2002年12月 みずほ証券株式会社帰任<br>2004年9月 ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社（現ポラリス・キャピタル・グループ株式会社）出向<br>2008年6月 みずほ証券・新光プリンシパルインベストメント株式会社（現みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社）入社<br>2011年7月 同社常務執行役員<br>2015年4月 同社取締役社長<br>2021年4月 同社取締役<br>2021年7月 東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻田中謙司研究室学術専門職員（現任）<br>2021年9月 株式会社アルバクロス代表取締役（現任） |  | —              |

- (注) 1. 换算の監査等委員である社外取締役候補者鈴木亮太氏は、合同会社オフィス・アールの代表社員であり、当社は同社に対し顧問業務を委託しております。
2. 换算の監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 换算の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要  
鈴木亮太氏は、金融業界を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しており、当該経験及び見識をもとに客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したためであります。
- (2) 独立役員について  
鈴木亮太氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 責任限定契約について  
当社は、鈴木亮太氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏と損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、当社の役員を被保険者として、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する役員等賠償責任保険契約を締結しており、鈴木亮太氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ  
渋谷ソラスタコンファレンス 4階 4 A会議室  
T E L : 03-5784-2604



### [交通のご案内]

渋谷駅西口から 徒歩6分

渋谷マークシティ 4 F 「道玄坂上方面出口」から 徒歩 2 分

渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩 7 分

※駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関にてご来場くださいますようお願い申し上げます。